

## 船舶事故調査報告書

平成29年7月20日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突（岸壁）
発生日時	平成28年12月25日 22時31分ごろ
発生場所	広島県尾道系崎港第6区 小佐木島灯台から真方位338° 1,570m付近 (概位 北緯34° 22.6′ 東経133° 05.6′)
事故の概要	引船第26臼杵丸は、台船Y-6をえい航して北進中、岸壁に衝突した。
事故調査の経過	平成28年12月26日、主管調査官（広島事務所）を指名原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 引船 第26臼杵丸、103トン 133582、豊海運株式会社 B 台船 Y-6、総トン数不詳（全長51.02m） なし、豊海運株式会社
乗組員等に関する情報	A 航海士A、六級（航海）
負傷者	軽傷 1人（航海士A）
損傷	A 船首部外板に凹損 B 左舷船首部外板に凹損
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 北、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 下げ潮の中央期
事故の経過	A船は、船長及び航海士Aほか2人が乗り組み、B船をえい航して引船列（以下「A船引船列」という。）を構成し、航海士Aが単独の船橋当直につき、尾道系崎港第6区南方沖を約6.5ノットの対地速力で自動操舵により北進していた。 航海士Aは、立った姿勢で操舵スタンドに寄り掛かって操船中、眠気を感じたものの、間もなく変針予定場所なので、居眠りをするのではないと思い、同じ姿勢でいたところ、いつしか居眠りに陥った。 A船引船列は、変針予定場所を通過して航行を続け、尾道系崎港第6区の岸壁に衝突した。
分析	A船引船列は、航海士Aが、居眠りに陥ったことから、変針予定場所を通過して航行を続け、尾道系崎港第6区の岸壁に衝突したものと考えられる。 航海士Aは、眠気を感じた際、立った姿勢で操舵スタンドに寄り掛かって操船を続けたことから、居眠りに陥った可能性があると考えられる。
原因	本事故は、夜間、航海士Aが、居眠りに陥ったため、変針予定場所を通過して航行を続け、A船引船列が尾道系崎港第6区の岸壁に衝突

	したものと考えられる。
<b>参考</b>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 単独で船橋当直中に眠気を感じた場合には、身体を動かしたり、窓を開放して外気に当たったりするなど、居眠りを防止する措置を採ること。</li></ul>